

「企業会計基準公開草案第1号
自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（案）」

「企業会計基準適用指針公開草案第1号
自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（案）」

「企業会計基準適用指針公開草案第2号
その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」について

朝日監査法人 伏谷 充二郎

ア．論点に関するコメント

論点4（自己株式の処分）について

自己株式の処分は株主との資本取引であると考えられることから、自己株式の処分によって生じた処分差額については、損益計算書には計上せず資本の部の項目を調整することは適切であると考えます。処分差額のうち処分差益については、自己株式の処分が新株の発行と同様の経済的実態を有し、その処分差額が株主からの払込資本と同様の経済的実態を有することから、その他資本剰余金として処理し、逆に処分差損については、その他資本剰余金を減額することについても異論ありません。

しかしながら、処分差損について減額しきれない場合に当期末処分利益から控除することについては賛成できません。自己株式の処分が資本取引であると考え新株の発行と同様の経済的実態を有する点を考慮して自己株式の処分に関する会計処理を検討しているわけですから、単に「資本性の剰余金のマイナス表示は適切ではない」という理由のために会計処理に一貫性を欠くのは望ましくないと思います。このような処理は企業会計原則第一、一般原則の三「資本取引と損益取引を明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」に反し、この会計基準（案）34項「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない」にも矛盾することになると考えます。

したがって自己株式処分差損について控除しきれない場合であっても、自己株式処分差損としてその他資本剰余金に計上することとし、翌期以降に発生するその他資本剰余金を減額していくという会計処理が望ましいのではないかと思います。

論点5（自己株式の消却）について

自己株式の消却は、自己株式処分差損の場合と同様に考えられると思います。すなわち今回の自己株式の取得、処分は資本取引であるという考え方にたった処理が検討されています。したがって自己株式の消却についても自己株式処分差損同様、資本取引として払込資本の払戻性格を有すると考え資本剰余金の減少として処理すべきであると考えます。

確かに改正商法は配当可能限度額を消却原資とし、配当可能限度額のなかで資本剰余金と利益剰余金の使用に関して特に差をもうけていませんが、会計上は資本取引であるという考えを徹底し、資本取引により生じた剰余金のみによって処理すべきであると思います。

この処理により、その他の資本剰余金がマイナスになることが考えられますが、資本取引であるという考えに基づく一貫した処理をするためには致し方なく、資本性の剰余金のマイナス表示が適切ではないことを理由に、その他資本剰余金を財源とする自己株式の消却はその他資本剰余金残高を限度とするのは適切ではないと考えます。

論点9（適用時期）について

今回の会計基準及び会計基準適用指針においては、自己株式の会計処理のみならず、法定準備金の取崩の会計処理に関しても扱われています。

商法の改正により法定準備金の取崩が株主総会の決議により行い得ることとなり、最近の新聞記事によると3月決算会社が臨時総会を開催し、改正商法に基づく法定準備金の取崩を行う予定であるされています。臨時総会での決議後、債権者保護手続等、所要の手続が3月末までに完了すれば平成14年3月決算において法定準備金の取崩処理が行われることになると考えられます。

商法の改正によりすでに商法計算書類規則が改正され新たに「その他の剰余金」という区分が設けられ、また財務諸表等規則については「その他の資本剰余金」の区分についての改正が行われています。したがって、平成14年3月末までに商法第289条の2項の規定に基づく資本準備金の取崩が行われた場合、その取崩額は商法計算書類規則上は「その他の剰余金」に計上し、財務諸表等規則上は「その他の資本剰余金」に計上することになると考えてよいのでしょうか。あるいは、法定準備金の取崩に関しては、今回の会計基準ならびに会計基準適用指針を早期適用することも考えられるのでしょうか。商法改正に伴いすでに商法計算書類規則等が改正されていることから、今回の会計基準及び会計基準適用指針が適用されるまでの処理について不明確であり、会計基準の適用時期に関する項のなかで明らかにしていただきたいと思えます。

改正商法付則第5条により特定の場合を除き自己株式の処分は平成14年3月31日まで制限されています。したがって、処分の制限がなくなる平成14年4月1日以後を適用開始とすることについては異論ありません。

しかし、自己株式処分差額については、会社の決算期にかかわらず、平成14年3月31日までに発生した処分差額は損益計算書に計上し、平成14年4月1日以降発生した処分差額は新会計基準に従って処理されることになるため、平成14年4月以降に決算を迎える会社は処分差額について、損益計算書で処理されるものと資本の部で処理されるものが混在することになり得ます。

したがってこのような会社においては財務諸表等の利用者の注意喚起のためにその旨、金額の注記を行うこととするのが望ましいと思えます。

論点10（代用自己株式としての使用による処分）について

自己株式処分差損が生じる場合は論点4について記載した問題があると思えます。

論点11（新株予約権の行使に伴う自己株式の交付による処分）について

新株予約権そのものの会計処理については、今後本質的な検討が行われる可能性があるとのことですが、今回の会計基準適用指針においては、新株予約権を発行した場合、現行の新株引受権付社債の新株引受権のように新株予約権がその発行価額で負債の部に計上されることを前提にしているのでしょうか。すなわち、自己株式の処分の対価とされるのは、負債の部に計上されている新株予約権の発行価額と新株予約権の行使時に払い込まれた額との合計ということになるのでしょうか。それとも、新株予約権の発行価額については拠出資本として資本の部に計上されることも想定され、今の段階ではどのように処理されるかが不明であり、とりあえず自己株式の処分の対価に含めるということをこの適用指針では示すに過ぎないということなのでしょうか。

自己株式処分差損が生じる場合は論点4について記載した問題があると思えます。

論点 1 2 (その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理) について

その他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額するという処理は、その他資本剰余金の処分による配当は損益取引から生じた利益の分配ではないという考えに基づくものであり、資本取引と損益取引の区別という企業会計の原則に合致し、会計理論上望ましい処理であると考えます。

この考え方を貫くと、その他資本剰余金の処分による配当受領額であっても収益と見ることが明らかに合理的である場合には、その場合に限って受取配当金として「収益計上できるものとする」ではなく「収益計上するものとする」とすべきであると考えます。これにより、同じ配当を受けた株主間でその処理が異なるという事態も避けられ、企業間の比較可能性の観点からも望ましいと思います。

6 項において「資本準備金の取崩を決議した株主総会において、それを株主へ分配する旨を同時に決議した場合は・・・」とされています。

改正商法により株主総会の決議をもって法定準備金の減少をすることができることになりましたが、法定準備金減少の効力の発生時期については法律では明らかにされてはならず、法定準備金の減少は資本減少と同様に考え、債権者保護手続等の手続がすべて終了した時点で効力が発生すると解釈されているようです。

したがって、単に資本準備金の取崩を株主総会で決議したのみでは、その効力が発生していないにもかかわらず、同時に株主への分配決議を行うことがそもそも可能であるのか疑問に思います。可能であるとする考えもあるようですが、商法上議論されている事に関し、会計基準のなかで可能であることを前提にその処理を規定するのはいかがかと思えます。

イ．その他

連結財務諸表における子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱いについて

31 項において持分法の適用対象となる関連会社が、当該会社に対して持分法を適用する投資会社の株式を保有する場合は、投資会社の持分相当額を自己株式として資本の部から控除し、当該会社に対する投資勘定を同額減額することとされています。

この関連会社の個別財務諸表において、投資会社株式について時価評価ないしは減損処理がなされている場合は、持分法を適用するにあたってこれらの処理を戻す、すなわち持分法を適用するにあたっては投資会社株式を取得原価により評価することになると考えてよいのでしょうか。

「金融商品会計に関する Q&A」の 1 6 において、子会社が所有する親会社株式について連結上は、取得原価により評価することになるとされていますが、持分法の適用対象となる関連会社が保有する投資会社株式の扱いについては明らかにされていませんでした。今回自己株式として扱うこととなれば、持分法を適用するにあたっては、取得原価により評価することになると思われますが、会計基準のなかで明らかにしていただきたいと思えます。

連結子会社及び持分法適用会社の個別財務諸表で資本の部から控除されている自己株式の連結上の取扱いについて

今回の会計基準においては、連結財務諸表における子会社株式及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱いについては取り上げられていますが、連結子会社及び持分法適用会社の個別財務諸表で資本の部から控除されている自己株式の連結上の取扱いについては取り上げられていません。以下の点につき不明であり会計基準のなかで明らかにしていただきたいと思えます。

- ・ 連結子会社が外部株主から自己株式を取得した場合、連結子会社の個別財務諸表では資本控除として処理されることとなります。親会社の連結財務諸表において自己株式として資本から控除されるのは親会社株式に限定されることになるとは思いますが、連結子会社が有する子会社の自己株式は、自己株式の取得が少数株主に対する資本の払戻であると考えられることから、連結上は連結子会社の有する連結子会社の自己株式と少数株主持分とを相殺することになるとは考えますがいかがでしょうか。
- ・ 自己株式と少数株主持分を相殺とした場合、自己株式の取得価額と相殺されるべき少数株主持分は単に自己株式の取得価額相当額でよいのでしょうか、あるいは少数株主持分のうち、取得した自己株式の発行済み株式に対する割合相当額とするのでしょうか。後者の場合自己株式と相殺する少数株主持分に差額が生じることがあり得ると思えますが、この差額はどのように処理すべきでしょうか。

資本の部	100	資本の部	100
親会社持分	80	親会社持分	80
少数株主持分	20	少数株主持分	10
		自己株式	

たとえば、上記のように少数株主より10%の自己株式を取得した場合で、連結子会社の自己株式取得価額が8であるような場合、自己株式8と相殺されるべき少数株主持分は8であるのか、あるいは10であるのか、理論的には10で相殺すべきであり、本来自己株式は10で取得されるべきところ、8で取得されているため差額については連結上で調整すると考えるべきではないかと思えますが、10とした場合差額2はどう処理すべきでしょうか。

また、この場合の親会社持分は $(100 - 8) * 80 / 90$ ではなく、 $(100 - 10) * 80 / 90$ であると考えますがいかがでしょうか。

- ・ 持分法適用会社については、同様、自己株式取得価額に関する差額の問題、及び連結財務諸表作成会社の持分の問題があると思えます。

損益計算書の表示例について

損益計算書の当期純利益等の次に「自己株式処分差損」等（23項）、「未処分利益による自己株式償却額」等（26項）、「利益準備金取崩高」等（37項）のそれぞれの科目が想定されています。場合によってはこれら3つの項目が同一会計年度に発生することも考えられます。したがって損益計算書の当期純利益以下に関する表示例を作成し、これらの科目の表示の順序を明らかにしていただきたいと思えます。